

平成 29 年 7 月 21 日
防災センター 1 階
午後 7 時～午後 8 時

第 1 1 回与論町庁舎建設検討委員会

会 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付（平成 29 年度役職員新規就任者へ）
- 2 町長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 与論町新庁舎建設基本計画（案）について
 - (2) 庁舎建設検討委員会から町長への提言について
 - (3) 第 4 回住民説明会について
 - (4) その他

4 閉会

<配布資料>	ページ
・平成 29 年度庁舎建設検討委員会委員名簿	1
・庁舎建設検討委員会から町長への提言について	2
・与論町庁舎建設検討委員会設置要綱	4
・第 4 回住民説明会について	5
・与論町新庁舎建設基本計画（案）	別冊

与論町庁舎建設検討委員会委員名簿

平成29年7月現在

No.	職 名	氏 名	委嘱状交付
1	茶花自治公民館長	山本 池富	
2	立長自治公民館長	原 栄徳	
3	城自治公民館長	川畠 俊光	
4	朝戸自治公民館長	池田 吉光	
5	西区自治公民館長	内野 豊信	
6	東区自治公民館長	永井 弘	
7	古里自治公民館長	竹 盛窪	
8	叶自治公民館長	原田 新一郎	
9	那間自治公民館長	山下 健勇	
10	地域女性団体連絡協議会長	高田 りえ子	
11	連合青年団長	林 幹大	○
12	壮年会連絡協議会長	富士川 浩通	
13	与論町老人クラブ連合会長	竹内 充啓	
14	あまみ農業協同組合 与論事業本部 統括理事	森 繁信	○
15	与論町漁業協同組合 代表理事組合長	町 英八郎	
16	商工会長	田畠 克夫	
17	ヨロン島観光協会長	永井 新孝	
18	体育協会長	川上 政雄	
19	文化協会長	和田 きみ子	
20	消防団長	富田 修平	
21	社会福祉協議会長	大田 元茂	
22	公益財団法人鹿児島県交通安全協会与論地区協会	野本 勝彦	
23	町PTA連絡協議会長	龍野 勝志	○
24	副町長(委員長)	久留 満博	
25	教育長(副委員長)	町岡 光弘	
26	総務企画課長(事務局長を兼務)	沖島 範幸	
27	町民福祉課長	田畠 文成	○
28	商工観光課長	山下 哲博	

No.	事務局	氏 名	
1	事務局長(総務企画課長)	沖島 範幸	
2	事務局(担当:総務企画課 主幹兼係長)	竹村 栄作	
3	事務局(副担当:総務企画課課長補佐)	朝岡 芳正	

提 言 書

庁舎建設の基本計画に関する事項

与論町庁舎建設検討委員会

平成29年7月 日

与論町長 山 元宗 殿

与論町庁舎建設検討委員会
委員長 与論町副町長 久留 満博

庁舎建設の基本計画に関する事項について（提言）

平成26年5月19日付けで制定された与論町庁舎建設検討委員会設置要綱に基づき、庁舎建設の基本計画に関する事項について検討委員会を開催し検討・協議を行いました。

この度、与論町新庁舎建設基本計画がとりまとめられましたので、結果を下記のとおり提言します。

記

1 当検討委員会の役割

当検討委員会は、与論町庁舎建設検討委員会設置要綱に基づき設置され、所掌事務として(1) 庁舎建設の基本構想に関する事項、(2) 庁舎建設の基本計画に関する事項、(3) 庁舎の建設位置に関する事項、(4) その他庁舎建設に関して必要な事項について検討を行い、町長に提言することとなっています。

2 提言の内容

(1) 庁舎建設検討委員会会議録

当検討委員会では、検討委員会の度に事務局からの資料や提案に対し提言を行い、基本計画の策定に向け取り組んでまいりました。その内容については、別添の会議録のとおりです。

(2) 与論町新庁舎建設基本計画について

当検討委員会の所掌事務である庁舎建設の基本計画に関する事項については、別添のとおりとりまとめられた与論町新庁舎建設基本計画に反映されております。

与論町告示第16号

与論町庁舎建設検討委員会設置要綱を次のように定めた。

平成26年5月19日

与論町長 南 政吾

与論町庁舎建設検討委員会設置要綱

与論町庁舎建設検討委員会設置要綱（平成25年与論町告示第13号）の全部を改正する。
(設置)

第1条 与論町庁舎建設に係る基本構想等を検討するため、与論町庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、町長に提言する。

- (1) 庁舎建設の基本構想に関する事項
 - (2) 庁舎建設の基本計画に関する事項
 - (3) 庁舎の建設位置に関する事項
 - (4) その他府舎建設に関して必要な事項
- (組織等)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 各種団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、前条各号に掲げる事項についての提言が終了するまでとする。
(報償等)

第4条 委員会の委員には、与論町報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年与論町条例第1号）に準じ、報償を支給する。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。
4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

第4回住民説明会について

日時 平成29年 月 日() : ~ (まちづくり懇談会と併せて開催)

場所 地域福祉センター ホール

周知方法 週報に掲載 月 日()発行

防災行政無線で広報 前日夜と当日の朝

会次第

進行 総務企画課長

1 開会

2 挨拶 町長

3 与論町新庁舎建設基本計画について

① 詳細説明 総務企画課 担当

② その他

4 質疑応答 進行 総務企画課長

回答者 町長、委員長、副委員長（教育長）、総務企画課長、担当

5 閉会

配布資料 与論町新庁舎建設基本計画 100部用意